

個別労働紛争

相談件数が七年連続で100万件超に——厚労省調査

T
O
P
I
C
S
トピックス

4

厚生労働省は六月二日、「平成二六年度個別労働紛争解決制度施行状況」を発表した。それによると、二〇一四（平成二六）年度の総合労働相談件数は一〇三万三〇四七件（前年度比一・六%減）となり、リーマン・ショック以降、七年連続の一〇〇万件超えと高止まりが続いている。個別労働紛争の相談内容では「いじめ・嫌がらせ」が六万二一九一件と三年連続で最多であることが明らかとなった。

「いじめ・嫌がらせ」が増加

都道府県労働局などに設置された総合労働相談センターに寄せられた総合労働相談件数は一四年度で一〇三万三〇四七件となり、前年度（一〇五万四二件）より一・六%減少したものの、七年連続の一〇〇万件超えとなった。

総合労働相談件数のうち、労働者と事業主との紛争にあたる民事上の個別労働紛争相談件数は二万八千八百六件となり、前年度より二・八%減少しているものの、〇八年度以降は年間二四万件前後で推移している。

相談内容を見ると、もつとも多いのが、「いじめ・嫌がらせ」（六万二一九一件）で三年連続のトップとなり、以下、「解雇」（三万八千九百六十六件）、「自己都合退職」（三万四千六百六十六件）などが続く。前年度と比べると、「いじめ・嫌がら

せ」（前年度比五・一%増）と「自己都合退職」（同四・八%増）などが増加する一方、「解雇」（同二・四%減）、「労働条件の引下げ」（同六・八%減）は減少している。

相談者は、「労働者（求職者を含む）」が一九万五二九八件（八一・七%）で大半を占めており、「事業主」は二万四千七百六十六件（一〇・四%）である。

相談対象の労働者の就労形態は、「正社員」が九万一一一一件（三三・二%）、「パート・アルバイト」が三万八千五百三十三件（一六・二%）、「期間契約社員」が二万六千二百八十八件（一〇・九%）、「派遣労働者」が一万三千九百九十九件（四・四%）となっている。

助言・指導申出件数、あつせん申請件数ともに前年より減少

都道府県労働局長による助言・指導の申出件数は九千四百七十一件となり、前年度より五・五%減少した。

申出内容を見ると、もつとも多いのが「いじめ・嫌がらせ」で一九千五百五十五件（一八・九%）。以下、「解雇」が一三〇三件（一二・六%）、「自己都合退職」が九千四百七十七件（九・二%）などが続く。前年度と比べると、「解雇」（前年度比一五・八%減）、「いじめ・嫌がらせ」（同四・四%減）などが減少する一方、「自己都合退職」（四・〇%増）が増加した。

申出人は、労働者が九千三百六十六件（九・〇%）と大半を占める。紛争の当事者である労働者の就労形態は、「正社員」が四万六千三百八十人（四八・九%）、「パート・アルバイト」が二万七千二百一十一人（二七・一%）、「期間契約社員」が一万五千九百九十九件（一六・八%）、「派遣労働者」が五千七百六十六件（六・〇%）となっている。

他方、当事者間に専門家が入って紛争解決を図るあつせんの一四年度の申請件数は五〇一〇件となり、前年度より二・三%減少した。

申請内容を見ると、もつとも多いのが「いじめ・嫌がらせ」で一四七三三件（二六・七%）、以下、「解雇」が一三九二二件（二五・二%）、「雇止め」が四八〇件（八・七%）、「退職勧奨」が四二二件（七・七%）と続く。

前年度と比べると、「解雇」（前年度比一三・八%減）、「雇止め」（同二・四%減）、「退職勧奨」（同二・二%減）などが減少する一方、「自己都合退職」（同三・七%増）は増加している。

申請人は「労働者」が四万九千八百八十八件（九八・二%）と大半を占める。紛争の当事者である労働者の就労形態は、「正社員」が三万三千八百一十一件（四七・五%）、「パート・アルバイト」が一万一千二百一十一件（二二・〇%）、「期間契約社員」が九千八百三十三件（九・六%）、「派遣労働者」が三千三百五十五件（六・七%）となった。

助言・指導は概ね一カ月以内、あつせんは二カ月以内に処理

助言・指導の申出のうち、一四年度内に処理したものは九千四百五十二件となった。このうち、助言・指導を実施したものは九千二百四十四件（九六・三%）、申出が取り下げられたのは二四一件（二・五%）、処理が打ち切られたのは八一件（〇・九%）となった。年度内に処理された九千四百五十二件のうち、一カ月以内の処理は九千九百三十三件（九七・三%）となり、助言・指導は概ね一カ月以内に処理されている。

一方、あつせんの申請があつたもののうち、一四年度内に処理したのは、五〇四五件となり、一カ月以内の処理が二万四千五百八十八件（四八・七%）、一カ月を超えて二カ月以内の処理は二万一千八百一十二件（四三・二%）だった。あつせんは二カ月以内に九二%が処理されている。なお、あつせんの処理については、あつせんの申請がなされた場合、紛争当事者の双方が参加した場合にはあつせんが開催され、合意または打ち切りとなるが、紛争当事者のどちらか一方が不参加であった場合にはあつせんは打ち切りとなる。一四年度において、紛争当事者の双方があつせんに参加し、あつせんが開催されたもの（参加率）は、二七三五件（五四・二%）だった。一四年度内に処理したあつせん（五〇四五件）のうち、合意が成立したものは、一八千九百五十五件（三七・六%）となっている。

（調査・解析部）